

## 授業料の納付期限の指定

県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和33年教育委員会規則第7号）第4条第2項ただし書の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金又は神奈川県県立高等学校高校生等臨時支援金支給要綱第2条第2号に規定する高校生等臨時支援金の支給対象となる者（支給を受ける意思がない旨の意向を示した者を除く。）が納付すべき令和7年度第1期授業料について、納付期限を令和7年12月12日とする。

令和7年7月29日

神奈川県教育委員会教育長

### （指定理由）

高校無償化の一環として、国において高校生等臨時支援金が創設されたことにより、従来の就学支援金と合わせた審査件数が著しく増加し、第1期授業料の納付期限までに就学支援金及び高校生等臨時支援金の認定を終了することが困難であるため、令和7年度について、第1期授業料の納付期限を第2期と同日の12月12日とするもの